

1

防護対策区域(警戒区域)の把握



お住まいの地域が防護対策区域(警戒区域)に指定された場合、避難等の指示に従い、下記の措置を行う必要があります。

2

屋内退避または避難の実施



1. 自宅等の屋内に退避！

原子力緊急事態(原子力事業所外に放射性物質又は放射線が異常な水準で放出された事態)が発生した場合、自宅等の屋内に退避して下さい。退避時は窓等を閉め、気密性を確保してください。



2. コンクリート建屋内に退避！

避難又は一時移転が実施できない場合、指示されたコンクリート建屋内に退避してください。

3

広域避難の実施



防護対策区域や警戒区域の指定により、帰宅が困難となった方については、指定された避難所に移動をお願いします。避難所への移動手段等については、市や関係機関の指示に従ってください。